

平成十九年十二月

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国
との間の協定の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義	一
2	投資活動に関する内国民待遇	一
3	投資活動に関する最恵国待遇	一
4	一般的待遇及び投資財産に関する義務の遵守	一
5	裁判を受ける権利等に関する内国民待遇又は最恵国待遇	二
6	特定措置の履行要求の禁止	二
7	留保及び例外	二
8	法令等の公表	二
9	公衆による意見提出	二
10	腐敗行為の防止	二
11	投資家の入国、滞在及び居住	三
12	収用及び国有化の場合の補償措置等	三
13	緊急事態の場合の措置	三
14	請求権代位	三

15	送金の自由	三
16	国家間の紛争解決手続	三
17	国家と投資家との間の紛争解決手続	三
18	一般的例外及び安全保障のための例外	四
19	国際収支困難等の場合の例外措置	四
20	信用秩序の維持のための措置	四
21	知的財産権の扱い	四
22	租税に係る課税措置	四
23	合同委員会	五
24	環境に関する措置	五
25	地方政府による協定の遵守	五
26	利益の否認	五
27	協定の発効手続等	五
28	附属書	五
三	協定の実施のための国内措置	六

一 概説

1 協定の成立経緯

平成十八年十二月、浅野勝人外務副大臣及び山本幸三経済産業副大臣とフィン・セン首相との間の会談において、投資の保護のみならず広範な自由化の要素も含む二国間の投資協定締結のための交渉を開始することで意見が一致したことを受け、平成十九年一月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成十九年六月十四日に東京において、我が方安倍晋三内閣総理大臣と先方フィン・セン首相との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、投資の自由化、促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定している。この協定の締結は、投資環境の整備を促すとともに、投資家に安心感を与え、両国間の投資及び経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十七箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、それらの概要は、次のとおりである。

1 定義

この協定における「投資財産」、「締約国の投資家」、「締約国の企業」、「区域」等の定義について定める。（第一条）

2 投資活動に関する内国民待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有、売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。（第二条）

3 投資活動に関する最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える旨定める。（第三条）

4 一般的待遇及び投資財産に関する義務の遵守

- 5 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する旨定める。（第四条）
- 5 裁判を受ける権利等に関する内国民待遇又は最恵国待遇
- 5 一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第五条）
- 6 特定措置の履行要求の禁止
- 6 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動の条件として、輸出要求、現地調達要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない旨定める。（第六条）
- 7 留保及び例外
- 7 附属書Ⅰに記載される中央政府及び地方政府による現行の措置については、内国民待遇等の義務は課されない一方、現状維持義務が課される旨定める。附属書Ⅱに記載される分野等については、内国民待遇等の義務、現状維持義務の双方が課されない旨定める。一方の締約国が附属書Ⅰに記載する現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱに記載する分野等に関して新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、一定の情報を他方の締約国に対して通知し、また、他方の締約国による要請に応じて誠実に協議を行う旨定める。（第七条）
- 8 法令等の公表
- 8 各締約国は、投資活動に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等について定める。（第八条）
- 9 公衆による意見提出
- 9 各締約国政府は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定等する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める旨定める。（第九条）
- 10 腐敗行為の防止
- 10 各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する旨定める。（第十条）

- 11 投資家の入国、滞在及び居住
一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う旨定める。(第十一条)
- 12 収用及び国有化の場合の補償措置等
いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速で適当かつ実効的な補償の支払等の条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない旨定める。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと等について定める。(第十二条)
- 13 緊急事態の場合の措置
一方の締約国は、武力紛争等の緊急事態により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える旨定める。(第十三条)
- 14 請求権代位
一方の締約国又はその指定する機関による請求権代位について定める。(第十四条)
- 15 送金の自由
一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、延滞なく、かつ、自由に行われることを確保する旨定める。(第十五条)
- 16 国家間の紛争解決手続
一方の締約国は、この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても解決できなかったものは、仲裁委員会に付託する旨定める。(第十六条)
- 17 国家と投資家との間の紛争解決手続
一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議又は交渉により解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての

規則による調停又は仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること等について定める。
(第十七条)

18 一般的例外及び安全保障のための例外

一般的例外及び安全保障のための例外に関する千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条並びにサービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこと等について定める。
(第十八条)

19 国際収支困難等の場合の例外措置

いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合等には、第二条（投資活動に関する内国民待遇）の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十五条（送金の自由）の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができること等について定める。
(第十九条)

20 信用秩序の維持のための措置

締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができること等について定める。
(第二十条)

21 知的財産権の扱い

この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない旨定める。いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該協定に基づき第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない旨定める。
(第二十一条)

22 租税に係る課税措置

租税に係る課税措置には、第一条（定義）、第五条（裁判を受ける権利等に関する内国民待遇又は最恵国待遇）、第八条（法令等の公表）、第十二条（収用及び国有化の場合の補償措置等）、第二十五条（地方政府による協定の遵守）及び第二十七条（協定の発効手続等）の規定が適用されること等について定める。
(第二十二条)

23 合同委員会

両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置すること等について定める。(第二十三条)

24 環境に関する措置

一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することを差し控えること等について定める。(第二十四条)

25 地方政府による協定の遵守

各締約国は、自国の区域内の地方政府によるこの協定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる旨定める。(第二十五条)

26 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の者によつて所有等され、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨定める。(第二十六条)

27 協定の発効手続等

この協定は、所定の国内手続を了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、有効期間は十年である旨定める。この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有すること等について定める。(第二十七条)

28 附属書

第二条(投資活動に関する内国民待遇)、第三条(投資活動に関する最恵国待遇)及び第六条(特定措置の履行要求の禁止)の規定により課される義務に適合しない措置に関し各締約国が付する留保について定める(附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ)。これらの概要は、以下のとおりである。

(1) 我が国による留保

農林水産業等、金融業、熱供給業、情報通信業、製造業、船舶の国籍に関する事項、鉱業、石油業、警備業、運輸業及び上水道業の分野において、二十二の現行の措置に関する留保を行っている（附属書Ⅰ）。また、すべての分野において、公的企業等の持分等の移転等、指定された企業等のみ認められている特定の活動及び補助金に係る三の将来の措置に関する留保を行っているほか、航空宇宙業、武器・火薬産業、エネルギー産業、漁業、情報通信業、土地取引に関する事項及び社会事業サービス等の分野において、七の将来の措置に関する留保を行っている（附属書Ⅱ）。

(2) カンボジア王国による留保

すべての分野において、土地所有に関する事項及び外国人の雇用に係る二の現行の措置に関する留保を行っている（附属書Ⅰ）。また、製造業、エネルギー産業、林業及び木材伐出業の分野において、四の将来の措置に関する留保を行っている（附属書Ⅱ）。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の規定を実施するための新たな立法措置及び特別の予算措置は、必要としない。